

研修の認定等に関する基準

制 定 平成16年 2月 6日
変 更 平成18年12月18日

この基準は、九州北部税理士会研修細則（以下「細則」という。）に規定する認定研修及び認定団体の認定基準等に関し、必要な事項を定める。

1 認定研修の要件

細則第2条（研修の種類）第6号に規定する「本会が認定した研修」の認定要件は、細則第3条（認定研修の範囲及び周知）に規定するもののほか、次に定めるものとする。

（1）研修内容

細則第3条第1項各号に規定する研修の科目は、次のものに限ることとする。
（科 目）

税法、税理士法（裁判所において補佐人となる制度に関するものを含む。）、会計学（監査論を含む。）、経済学、経営学、財政学、商法・会社法、民法（損害賠償に関するものを含む。）、民事訴訟法、行政法、行政手続法、その他税理士の業務に関わるもの

（2）受講対象

特定の税理士会員のみを対象とせず、本会の税理士会員を広く対象とすること

（3）研修実施の周知

研修に関する本会税理士会員への周知は、その時期及び方法等が適切であること

（4）税理士会員の負担額

本会税理士会員の負担額に関する記載があること

2 認定研修等の届出

（1）細則第3条第1項第1号に掲げる研修の届出

当該主催者が予め届出をする「認定研修の認定申請書（様式第1号）」は、研修開催日の6週間前までに本会に提出しなければならない。

（2）細則第3条第1項第2号に掲げる研修の届出

①団体としての認定を受けるための要件

- イ 団体の代表者、事務所等の定めがあること
- ロ 会則等があること
- ハ その団体の構成員である税理士が10名以上であること

②団体としての認定を受けるための手続

認定を受けようとする団体は、予め「認定研修の認定団体申請書（様式第2号）」に、会則等及び会員名簿を添付して本会に届出なければならない。

③研修開催時の届出の義務

(2)の②により認定を受けた団体が、その研修を開催する場合には、その開催日の6週間前までに研修の内容、場所等を記載した「認定研修の申請書（様式第3号）」を本会に届出なければならない。

(3) 受講時間の認定を受けようとする税理士会員の届出

税理士会員で、次の場合において、当該認定を受けようとする者は、本会に当該事業年度終了後3か月以内に「受講時間認定の届出書（様式第4号又は様式第5号）」を提出しなければならない。なお、税理士会員から提出される届出書については、必要に応じて研修実施団体等に研修の実施等に関し確認するものとする。

- ① 細則第4条各号に規定する研修を受講した場合（様式第4号）
- ② 細則第8条各号に規定する時間を受講時間とする場合（様式第5号）

(4) 受講時間の免除を受けようとする税理士会員の届出

病气療養等のために研修を受講できず、受講時間の免除を受けようとする税理士会員は、当該事業年度ごとに「受講時間免除の届出書（様式第9号）」に、免除を受けようとする事由を証明する書類の写しを添付して、本会に提出することにより、受講時間の一部又は全部の免除を受けることができる。

3 認定研修等の審査

各団体から提出された申請書は、次の要領により本会指導研修部の認定研修審査委員会において審査するものとする。

- (1) 申請書の審査をする審査委員会は、担当副会長、専務理事、指導研修部長及び指導研修部副部長で構成する。
- (2) 審査委員長は指導研修部長が兼ねる。
- (3) 審査結果については、本会会長の承認を得るものとし、正副会長会に報告するものとする。
- (4) 認定の可否を決定した場合には、本会会長名により、文書（様式第6号又は様式第7号）でもって各団体に通知するものとする。

4 認定研修終了後の結果報告

本会が認定した団体が、その認定研修を実施した場合は、終了後速やかに研修会実施報告書（様式第8号）に、参加者名簿及び研修資料を添付して、本会へ提出しなければならない。

5 基準の改廃

この基準を改廃しようとするときは、常務理事会の承認を得なければならない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日より適用するものとする。

附 則

この基準の変更は、平成19年4月1日から適用するものとする。